

平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします!!



通知カード

マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ**12桁の番号**のことです。

社会保障や税の手続きなどで、マイナンバーを利用すると、添付書類が省略できたり、市民の負担が軽くなります。

一生使う大事な番号なので、大切に保管してね！
勤務先などから**マイナンバー**の提出を求められたりもするよ！

●通知カードについて

10月から、簡易書留で世帯ごとに通知カードをお届けします。住民票の住所にお届けしますので、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、お住まいのところへ住民票の異動をお願いします。

●個人番号カードについて

通知カードと一緒に「個人番号カード」の申請書も同封されており、希望者は申請により平成28年1月以降に交付を受けることができます。

個人番号カードには顔写真もあり、身分証明書としても使用できます。

また、今後はコンビニなどで住民票や印鑑登録証明書などが取得できるようになるなど様々なサービスを検討しています。

初回の
交付手数料は
無料!

個人番号カード



(表面)

(裏面)

【マイナンバーについて詳しく知りたい方は、】

- マイナンバー(社会保障・税番号制度)のホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>
- マイナンバーのコールセンター 0570-20-0178 午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)

法人の皆様には、法人番号をお届けします!!

法人番号（13桁）は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人又は人格のない社団などに指定され、国税庁から「登記上の本店所在地」に通知書が郵送されます。

そして、法人番号は公表サイトを通じて公表され、どなたでも自由にご利用いただけます。

※法人の支店・事業所等や個人事業者は対象ではありません。

インターネットで **名称** **所在地** **法人番号** が公表されます。

【詳しくは】国税庁ホームページ内「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。
(www.nta.go.jp)